経営事項審査の審査項目及び基準の改正について(お知らせ)

大阪府知事許可に係る経営事項審査の手続きについて、建設業法の一部の改正(平成27年4月1日施行) に伴い、次のとおり改めましたのでお知らせします。

なお、このお知らせ以降に、提出・提示書類の変更や追加などの申請に係る取扱いや制度の変更、その他 記載内容の修正があった場合には、本府建築振興課のホームページや申請会場などでお知らせいたしますの で、ご注意頂きますようお願いします。

また、この他、平成27年4月1日より建設業の許可・更新の申請時の基準・取扱い等も改正となる予定です。詳しくは、本府建築振興課のホームページや申請会場などをご覧下さい。

(http://www.pref.osaka.jp/kenshin/keninfo/)

第1 審査基準の改正等に係る手続き

- 1 審査基準の改正の概要
 - ① 新たに若年技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況を評価。 その他(社会性)の審査項目(W)において下記の基準を満たす場合、加点対象とする。
 - ・技術職員名簿に記載されている35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合
 - ・新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合
 - ② 評価対象となる建設機械の範囲を拡大。

新たに下記の3機種の保有状況をその他(社会性)の審査項目(W)にて加点対象とする。

- ・移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上)
- ・大型ダンプ車(車両総重量8t以上または最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの)
- ・モーターグレーダー (自重が5t以上)

※①について、様式第25号の11別紙2【技術職員名簿】、様式第25号の11別紙3【その他の審査項目(社会性等)】の様式が改正となりますのでご注意下さい。

2 改正の適用

平成27年4月1日(水)申請受付分から適用します。

3 改正後の申請方法

改正後の申請に係る提出・提示書類については、当課ホームページのお知らせに掲載しています、「審査方法」「改正後様式」をご覧下さい。(http://www.pref.osaka.jp/kenshin/keisin/index.html)

4 改正前の基準の取扱い

この度の審査基準等の改正に伴い、<mark>改正前の基準による受付期間は、平成27年3月31日(火)までとなります。(改正前の基準による結果通知書となります。)なお、改正前においての新基準での申請は受付致しません。</mark>

平成27年4月1日(水)受付分(改正後)より新基準での受付及び結果通知となります。補正解消などで受付日が改正後となった場合は改正後の様式を再度提出していただきますので、ご注意下さい。

また、改正前の基準により受付・結果通知を希望される方は、平成27年4月1日以降は改正後の取扱いとなりますので、なるべく余裕を持った申請をしてくださいますよう併せてお願いします。

- 5 発行に要する期間
 - 結果通知書は、申請の受付後、補正等を解消した日から 22 日程度で送付することとしておりますが、 再審査申請に係る審査期間については、30 日程度で送付することとします。
 - 審査・調査の進捗状況により、発行が遅れることがあります。

※結果通知書が届くまでの期間を十分見込んだ上で、早めに申請してください。 当該期間の短縮などのご要望には、一切応じられませんのでご注意ください。

第2 再経審に係る手続き

1 対象者

再経審を行う日現在、改正前の基準での経営事項審査結果通知書(審査基準日から1年7か月の有効期間内のものに限る)をお持ちの方は、再経審を受けることができます。

2 受付期間

平成27年4月1日 (水) から平成27年7月29日 (水) まで ※期間経過後は有料となりますので、予めご了承ください。

- 3 費用 無料
- 4 受付窓口
 - 大阪府庁 咲洲庁舎1階 申請会場 9時30分から17時まで(随時受付(予約は不要です。))
- 5 結果通知書の発行に要する期間

申請の受付後、補正等を解消した日から30日程度(ただし、審査の進捗状況により、発行が遅れることがあります)

※結果通知書が届くまでの期間を十分見込んだ上で、早めに申請してください。 当該期間の短縮などのご要望には、一切応じられませんのでご注意ください。

6 提出・提示書類

改正後の申請に係る提出・提示書類については、当課ホームページのお知らせに掲載しております、「再経審チェックリスト」をご覧ください。 (http://www.pref.osaka.jp/kenshin/keisin/index.html) ※受付後に行う審査の状況により、別途書類を提出して頂くことがあります。

- 7 ご注意
 - **再経審は、必ず受けなければならないものではありません**が、国や地方公共団体などの公共工事の発 注機関が求める場合もございます。

直近の審査基準日(決算日)による経営事項審査を改正後の基準により受審することで、再経審を受ける必要性が低くなる場合もありますので、経営事項審査の有効期間や発注機関による入札参加資格申請などをご考慮ください。

- 再経審では、

 改正前の基準で申請した内容について、

 変更することはできません。
- 提出書類はホッチキスをせず、封入又はクリップ留めしてください。

第3 申請会場のお知らせ

申請会場

大阪府庁 咲洲庁舎 (旧WTCビル) 1階

- ・ 予約先 FAX 番号 06-6614-2181 (再経審以外は、これまで通り予約制となります。)
- ・ 相談コーナー電話番号 06-6210-9735